

## 船橋市立宮本小学校父母と教師の会 入退会内規

- 第1条 この内規は、船橋市立宮本小学校父母と教師の会への入退会について必要な事項を定める。
- 第2条 この会への入会は、本校入学と同時に得る。
- 第3条 本会に入会した会員は、非加入手続きがない限り自動継続とする。
- 第4条 この内規は、総会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
- 付則 この内規は、令和7年4月22日から適用する。

## 文書管理内規

- 第1条 この内規は、船橋市立宮本小学校父母と教師の会での文書管理に関する事項を定める。
- 第2条 本会で作成した資料の取り扱いは、以下のとおりとする。
- 役員会で使用する資料及び個人情報に関する資料以外のものは、公開とする。  
個人情報の範囲は、個人情報保護方針によるものとする。
  - 本会で作成した資料の保存期間は、以下の通りにする。

総会資料	6年	議事録	10年
会計資料	10年	校外活動資料	3年
その他	3年		
  - 会長が必要と認めるときは、一定の期間を定めて保存期間を延長するものとする。
- 第3条 保存期間の経過した文書について、速やかに破棄する。  
非公開などの文書は細片に切断する。電子文書は復元することができないようにする。
- 第4条 この内規は、総会において出席者、議決権行使書ならびに委任状の3分の2以上の承認を得て、改正することができる。
- 付則 この内規は、令和7年4月22日から適用する。